

エネルギー価格高騰にお困りで、  
省エネ設備導入をお考えの  
中小製造業者の皆様

最大500万円  
まで補助金が受けられます。

## 製造業省エネルギー環境整備 緊急対策補助金

募集期間

令和4年11月9日(水)～令和5年1月31日(火)

※令和4年10月7日以降の着手(発注)で、令和5年3月10日までの完了(納品及び支払)が必要です。

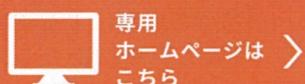
※申請多数により、当補助金の予算を超過する見込みがある場合は、早めに申請受付を終了することがあります。

補助率

3/4以内

補助金額

最大500万円



補助対象者

製造業を営んでおり、道内に製造拠点を有している中小企業者等で、  
企業の場合は本店、個人事業主は住所、組合等は主たる事務所又は  
事業所を道内に有する者

申請方法

専用ホームページから必要書類をダウンロードし、  
下記宛先に郵送してください。

<https://www.hokkaido-seizougyoushien.jp/>

補助対象事業

省エネルギーを目的とした設備を導入し、  
エネルギー消費量を年率10パーセント以上低減すること

郵送先

〒060-8414 (住所の記載不要)

製造業省エネルギー環境整備緊急対策補助金事務局 あて

お問い合わせ先

製造業省エネルギー環境整備緊急対策補助金事務局

TEL : 050-3850-6906

(受付時間：平日 AM9:00～PM5:30) ※土日祝、年末年始（12月29日～1月3日）は休業

詳細は裏面もご確認ください。→

## 補助事業の概要

詳細は、補助金専用ホームページ内の募集要領をご覧ください。

### ● 補助対象者(次のいずれも満たす者)

- ① 製造業を営んでおり、道内に製造拠点を有している中小企業者等で、企業の場合は本店、個人事業主は住所、組合等は主たる事務所又は事業所を道内に有する者  
※中小企業者等とは次のいずれかに該当する者となります。
- ・資本の額(出資の額)が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
  - ・事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業連合
  - ・協業組合、商工組合、商工組合連合会
  - ・NPO法人
- ② 令和4年4月～9月までの燃料費等(電気、ガス、ガソリン、灯油、軽油、重油)の単価が、前年同月の単価よりも増加していること。

### ● 補助対象事業(次のいずれも満たす事業)

- ① 省エネルギーを目的とした設備を導入し、エネルギー消費量を年率10パーセント以上低減することが見込まれること
- ② 申請する事業について、国、道が交付する他の補助金等の交付を受けていないこと

#### 【設備の要件と導入例】

新規・更新	パターン	要 件	設備導入の例
更新の場合	A	【設備の更新による省エネ化】 設備の更新にあたり、更新後の設備の年間エネルギー消費量が、更新前の設備と比較して10%以上低減すること	<ul style="list-style-type: none"><li>・高効率ボイラーへの入替</li><li>・工場の照明のLED化</li><li>・省エネ型冷蔵庫への入替</li></ul>
新たに導入する場合	B	【省エネ型設備の新規導入】 省エネ型の設備を新規導入することにより、同等の性能を持つ現在入手可能な設備(中古品を除く)を導入した場合と比較して、年間エネルギー消費量が10%以上低減すること	<ul style="list-style-type: none"><li>・工作機械の新規導入時に高効率モーターを搭載した機械を導入</li><li>・冷蔵庫の増設時に省エネ型のものを導入</li></ul>
	C	【施設等の省エネ化に貢献する設備の導入】 施設等の省エネ化に貢献する設備の新規導入により、施設等の年間エネルギー消費量が導入前と比較して10%以上低減すること	<ul style="list-style-type: none"><li>・太陽光発電設備の導入</li><li>・冷房効率化となるエアカーテンの導入</li></ul>

### ● 補助対象経費

- ① 設備費：補助事業の実施に必要な設備の購入に要する経費  
② 設計費：補助事業の実施に必要な設備に係る設計費やシステム設計費等  
③ 工事費：補助事業の実施に不可欠な工事に要する経費

## 手続きフロー

